情報発信に関するガイドライン

滋賀県長浜市立永原小学校

１．本ガイドラインの目的

このガイドラインは，滋賀県長浜市立永原小学校において，インターネットを活用する上での児童の個人情報を保護するために定めるものである。

２．インターネット活用の目的

(1) 日常の学習活動において，インターネット機能を効果的に活用し，児童の情報活用能力の向上を図る。
(2) 本校の教育課題，学習の成果等について，ホームページを通して情報発信するように努める。
(3) ホームページ，電子メール等を活用し，開かれた学校運営を行い，本校教育目標の推進に努める。

３．ガイドラインの範囲

このガイドラインが及ばす範囲は，インターネットの発信の中でも不特定多数の人から見られるホームページ(WWW)等の発信に対してであり，電子メールのような特定の人に向けたものまでは含まれない。ただし，電子メールの個人情報の発信に関しても，細心の注意を払うように指導する。

４．個人情報の保護

情報を発信する際には，児童の個人情報を保護しなければならない。

(1) 児童の個人情報とは，児童個人が特定できる情報(氏名，住所，電話番号，生年月日，写真，所属，出席番号等)やその児童個人に関する情報(成績，身体的特徴，家庭環境，健康状態等)を指す。
(2) インターネット上で個人情報を発信する場合には，事前に児童・保護者の許諾を得なければならない。その際，インターネットを用いて発信することの意義とともに，発信に関わる危険性についても周知徹底を図らなければならない。

５．個人情報の活用範囲

授業者および児童が発信する個人情報の範囲は，以下の各項目の定めるところとする。

(1) 氏名

ホームページ上では原則として，氏名はフルネームで使用しないこととする。ただし，著作権を主張する必要がある場合や，学校長が教育上必要と認める場合は，事前に児童・保護者の許諾を得て使用することもできるものとする。

(2) 写真

ホームページ上で児童の写真を使用する場合は，３人以上の集合形態とするなどして，個人が特定できないように配慮する。個人が特定できるとは，例えば写真と氏名が一致するようなものである。個人が特定できる写真を使用する必要がある場合は，事前に児童・保護者の許諾を得る。

(3) 住所，電話番号，生年月日など

ホームページ上では，児童の住所，電話番号，生年月日，その児童個人に関する情報等は，発信できないものとする。

(4) 児童作品

ホームページ上で児童作品を使用する場合は，作品の著作権は児童にあることをふまえ，事前に児童・保護者の許諾の上で使用することができる。

６．ホームページ公開の留意点

(1) 授業参観や懇談会など，保護者が来校する機会には，ホームページを閲覧できる方策を講じなければならない。

(2) 本人もしくは保護者から，発信内容の訂正や削除の要請を受けた場合には，速やかに発信内容を変更しなければならない。

(3) 教育委員会，その他の組織や団体あるいは個人から，本校の発信内容に関する指摘を受けた場合は，速やかに校内で協議し，適切な処置をとる。

(4) リンクに関しては，基本的にフリーとし，営利目的のリンクは著作権を行使する。なお，本ホームページの著作権は学校長に属する。

７．教師による指導の徹底

(1) 授業等でインターネットを活用する場合には，画像・文章など，知的所有権，著作権に十分配慮し，児童の情報モラル意識の高揚に努めるものとする。また，児童の情報モラル意識の高揚に努めるものとする。

(2) インターネットの特性を十分に考慮し，教育上有害な情報の取り扱いについて指導を徹底するとともに，機器の機能等を活用して，教育上有害な情報にはアクセスできないように環境を整えることとする。